

# 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会の役員、評議員、委員会委員並びに職員（以下「職員等」という。）が業務のため出張する場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 職員等が出張命令を受けて用務のため出張した場合には、当該職員等に対し、東伊豆町職員の旅費に関する条例等に準じて旅費を支給する。

(出張命令)

第3条 出張は、会長又はその委任を受けた者（以下「出張命令者」という。）が発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令者は、出張命令を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿に該当出張に関する事項を記載して行うものとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他止むを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により出張し難い場合には、現に出張した経路及び方法によって計算する。

2 旅費の計算及び額は、東伊豆町職員の旅費に関する条例等の例による。

3 管内（賀茂郡下一伊東市間の）出張の際、社会福祉協議会車両を使用できない状況で職員の自家用車を使用した場合は、社会福祉協議会事務所と出張先施設間の走行距離数に1キロ当たり20円を乗じた額を支給する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、滞在車賃、宿泊料とする。

(雑則)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(第4条・第3項の新設、第5条・日当の削除)